令和 8 年度伯乃富士倉吉後援会総会（出席：59 名）

令和 8 年度伯乃富士倉吉後援会総会　懇親会（出席：66 名）

伯乃富士倉吉後援会　令和８年度総会

日　時：令和８年６月 28 日(日)
10 時 30 分受付
11 時 00 分開会
場　所：倉吉シティホテル

１．　挨　　拶

広田一恭会長

平井伸治名誉会長よりメッセージ
代読：中部総合事務所　所長　木本 美喜様

２．　協議事項

（１）　令和７年度事業報告及び決算について

（２）　令和８年度事業計画案及び予算案について

３．　その他

４．　閉会

2023.2.24　落合関倉吉後援会　発足
2023.3.1　後援会会員募集開始
2023.6.26　化粧まわし寄付金募集開始
2023.10.12　役員会にて「落合関倉吉後援会」から「伯桜鵬倉吉後援会」へ名称変更
2024.3.31　化粧まわし寄付金　合計7,390,000円(1,173件)※倉吉市からの1,500,000円含む
2024.4.6　くらよし桜まつりにて化粧まわし披露、展示
2024.7.21　令和6年度後援会総会開催(ホテルセントパレス倉吉)
2025.3.1　伯桜鵬関激励会開催(ホテルセントパレス倉吉)※伯桜鵬関、伊勢ケ浜親方、宮城野親方出席
2025.7.5　令和7年度後援会総会開催(倉吉シティホテル)
2026.1.31　役員会にて「伯桜鵬倉吉後援会」から「伯乃富士倉吉後援会」へ名称変更決定
2026.6.28　令和8年度後援会総会開催(倉吉シティホテル)

伯乃富士関星取表

落合　哲也（おちあい　てつや）			
令和５年１月場所	幕下 15 枚目格付出	７勝０敗	初土俵　優勝
令和５年３月場所	西十両 14 枚目	10 勝５敗	新十両
令和５年５月場所	西十両８枚目	14 勝１敗	
伯桜鵬　哲也（はくおうほう　てつや）			
令和５年７月場所	西前頭 17 枚目	11 勝４敗	新入幕　技能賞 敢闘賞
令和５年９月場所	西前頭９枚目	0勝０敗 15 休	
令和５年 11 月場所	西十両６枚目	0勝０敗 15 休	
令和６年１月場所	西幕下５枚目	６勝１敗	
令和６年３月場所	西十両 13 枚目	８勝７敗	再十両
令和６年５月場所	西十両８枚目	５勝６敗４休	
令和６年７月場所	西十両 13 枚目	11 勝４敗	
令和６年９月場所	西十両５枚目	８勝７敗	
令和６年 11 月場所	西十両２枚目	10 勝５敗	
令和７年１月場所	東前頭 15 枚目	10 勝５敗	再入幕
令和７年３月場所	東前頭９枚目	９勝６敗	
令和７年５月場所	東前頭７枚目	８勝７敗	
令和７年７月場所	東前頭４枚目	８勝７敗	
令和７年９月場所	東前頭２枚目	８勝７敗	殊勲賞
令和７年 11 月場所	東前頭筆頭	６勝９敗	
伯乃富士　哲也（はくのふじ　てつや）			
令和８年１月場所	西前頭３枚目	５勝８敗２休	
令和８年３月場所	西前頭７枚目	５勝６敗４休	
令和８年５月場所	西前頭 10 枚目	11 勝４敗	敢闘賞

伯乃富士倉吉後援会　都道府県　分布表（2026年6月18日現在）

都道府県	個人		法人	小計
	窓口/振込	ネット		
北海道	0	2	0	2
青森県	0	0	0	0
岩手県	0	1	0	1
宮城県	1	0	0	1
秋田県	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0
茨城県	1	0	0	1
栃木県	0	0	0	0
群馬県	0	1	0	1
埼玉県	2	1	0	3
千葉県	3	6	0	9
東京都	7	24	0	31
神奈川県	2	10	0	12
新潟県	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0
福井県	1	0	0	1
山梨県	0	0	0	0
長野県	1	0	0	1
岐阜県	0	0	0	0
静岡県	1	1	0	2
愛知県	0	6	0	6
三重県	0	0	0	0
滋賀県	0	0	1	1
京都府	0	5	0	5
大阪府	8	15	0	23
兵庫県	11	10	0	21
奈良県	2	0	0	2
和歌山県	0	0	0	0
鳥取県	465	175	70	710
島根県	1	7	0	8
岡山県	4	3	0	7
広島県	1	6	0	7
山口県	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0
愛媛県	2	0	0	2
高知県	0	0	0	0
福岡県	0	2	0	2
佐賀県	0	1	0	1
長崎県	0	0	0	0
熊本県	0	1	0	1
大分県	0	1	0	1
宮崎県	0	1	0	1
鹿児島県	0	0	0	0
沖縄県	0	1	0	1
合計	**513**	**280**	**71**	**864**

※2025年7月5日時点　775名

鳥取県内の内訳　※()は前年度数

地域	窓口/振込	ネット	小計
東部	47	40	**87（68）**
中部市内	336	64	**400（386）**
中部市外	107	31	**138（112）**
西部	41	44	**85（76）**
合計	**531**	**179**	**710（642）**

・全国４７都道府県中２９都道府県（北海道から沖縄まで）に分布（２５都道府県）
・全体の約８２％が鳥取県(約８３％)
・全体の約４６％が倉吉市(約５０％)
・鳥取県内では、東部１２.３％(１０.５％)、中部７５.８％(７７.５％)、西部１１.９％(１１.８％)
中部のうち７４.３％が倉吉市(７７.５％)

伯乃富士倉吉後援会　令和７年度実施事業

1　会の開催

令和７年７月５日(土)　令和７年度伯桜鵬倉吉後援会総会

令和８年１月 30 日(金)　第１回役員会(四股名改名に伴う名称変更)

2　パブリックビューイングの開催

令和７ 年５月 25 日(日)　５月場所千秋楽　　約 20 名

令和７ 年７月 27 日(日)　７月場所千秋楽　　約 30 名

令和７ 年９月 28 日(日)　９月場所千秋楽　　約 20 名

令和７ 年 11 月 23 日(日)　11 月場所千秋楽　約 20 名

令和８ 年１月 25 日(日)　１月場所千秋楽　　約 10 名

令和８ 年３月 22 日(日)　３月場所千秋楽　　約 20 名

3　応援ツアーの実施

令和８年３月 14 日（土)、15 日（日）　３月場所応援(15 名参加)　桜友会と連携し実施。

4　応援グッズの制作

伯桜鵬デザインのクリアファイル（2 種類）及び化粧まわしの文字を使用した応援タオルを制作し、既存の化粧まわしデザインのバスタオルと併せて、個人会員及び法人会員へ配布した。

クリアファイル：紋付袴 3000 枚、化粧まわし 3000 枚、応援タオル 1000 枚、バスタオル 300 枚(令和６年度に購入したものを活用した。)

5　応援のぼり旗の制作

令和７年 12 月　伯乃富士関応援のぼり旗を 200 枚制作し､関係各所へ配架し､場所ごとに掲示した。

6　等身大パネルの制作・展示

令和７年４月　等身大パネル２種(化粧まわしと紋付袴)を制作し、『第３回くらよし桜まつり』にて等身大パネルを展示した。紋付袴パネルは倉吉市役所第２庁舎に展示中。

7　伯乃富士明荷の制作・寄贈

令和８年２月　明荷を制作し寄贈した。(制作費：280,000 円〔税抜〕)

8　後援会だより等の配布

令和７年５月場所から場所ごとに全会員に後援会だよりを配布し、希望者には番付表も配布した。

9　改名に伴う会員募集チラシ、ポスター領収書の制作

令和８年１月　伯乃富士関の改名に伴い会員募集チラシ、ポスター、領収書を制作し、関係各所へ配架した。

10　どんどこ紙相撲協賛

令和８年３月 29 日(日)　伯桜鵬グッズを協賛品として提供した。

令和7年度　伯乃富士倉吉後援会　収支決算書

＜収入の部＞　　単位：円

科目	7年度決算額	7年度予算額	比較増減	備考
年　会　費	8,345,000	3,600,000	4,745,000	
雑　収　入	376,466	194,489	181,977	利息6,953含む、懇親会参加費、駅パル
繰　越　金	205,511	205,511	0	
振　替　金	3,000,000	3,000,000	0	化粧まわし寄付金口座から振替
補　助　金	300,000	0	300,000	桜まつり（倉吉市）
合　計	12,226,977	7,000,000	3,146,977	
R8年度年会費前受金	△ 2,080,000	0	△ 2,080,000	

合計-R8年度前受金　　12,226,977-2,080,000=10,146,977

＜支出の部＞　　単位：円

科目	7年度決算額	7年度予算額	比較増減	備考
会　議　費	673,168	600,000	73,168	総会、ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸﾋﾞｭｰｲﾝｸﾞ会場使用料他
広　報　費	338,540	1,200,000	△ 861,460	相撲選手権広告料、ぼんぼり、募集チラシ、ポスター
事　業　費	2,092,732	3,000,000	△ 907,268	タオル、のぼり、クリアファイル制作、明荷
事務委託費	1,189,560	1,600,000	△ 410,440	事務局委託費、番付表料、番付折込料等
事　務　費	154,370	100,000	54,370	文字代、決済手数料等、残高証明
消耗品費	31,164	100,000	△ 68,836	発送用封筒等
送　料	599,643	400,000	199,643	番付表郵送料
合　計	5,079,177	7,000,000	△ 1,920,823	

令和8年度繰越金（収入-支出）　　10,146,977-5,079,177=5,067,800

2026.03.31 通帳残　JA360,733+合銀2,366,068+鳥銀3,891,802+倉信529,197＝7,147,800

前受金2,080,000が含まれた金額です。

令和７年度伯乃富士倉吉後援会　化粧まわし寄付金　決算書

収入の部　　単位：円

科目	7年度決算額	7年度予算額	比較増減	備考
寄　付　金	40,000	10,374	29,626	
繰　越　金	3,224,626	3,224,626	0	
振　替　金	0	0	0	
雑　収　入	5,374	0	5,374	利息
収入　計	3,270,000	3,235,000		

支出の部　　単位：円

科目	7年度決算額	7年度予算額	比較増減	備考
広　報　費	0	0	0	
事　業　費	74,080	234,000	△ 159,920	R6年度激励会支払い等
事　務　費	0	1,000	△ 1,000	
振　替　金	3,000,000	3,000,000	0	後援会口座へ振替
			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
支出　計	3,074,080	3,235,000	△ 160,920	

令和8年度繰越金　　3,270,000-3,074,080＝195,920

会　計　監　査　報　告　書

令和７年度伯乃富士倉吉後援会収支決算について、監査を行った結果、適正かつ正確であったことを認めます。

令和　８　年　６　月　11　日

伯乃富士倉吉後援会

会長　　広田一恭　様

伯乃富士倉吉後援会

監事　廣田和幸　印

監事　山田悌次　印

伯乃富士倉吉後援会　令和８年度実施事業(案)

1　会の開催

必要に応じて役員会を開催する。

令和８年６月 11 日(木)　第１回役員会

令和８年６月 28 日(日)　令和８年度伯乃富士倉吉後援会総会

2　パブリックビューイングの開催

各場所千秋楽にパブリックビューイングを開催する。

令和８年５月 24 日(日)　 ５月場所千秋楽　約 30 名

3　応援ツアーの実施

桜友会と連携して、 ３月場所の応援を実施する。

4　応援グッズの制作

伯乃富士デザインのクリアファイル、応援タオル、バスタオル、缶バッチ等を制作し、個人会員・法人会員に配布する。

5　後援会だより等の配布

場所ごとに全会員に後援会だよりを配布。その際希望者には番付表も配布する。

6　のぼり旗の制作

場所ごとに街をのぼり旗でいろどり、相撲によるまちづくりを進める。

7　化粧まわし等の制作等

化粧まわしの制作等を検討する。夏用紋付袴を制作し寄贈する。

8　地元激励会の検討

令和８年９月の開催を検討する。

9　協賛等

第 48 回桜杯争奪相撲選手権大会（桜ずもう）へ協賛 10 万円を協賛する。

第 56 回全国中学校相撲選手権大会へ６万円を協賛する。

令和９年秋大相撲倉吉巡業の開催に向けた協力準備を行う。

令和8年度　伯乃富士倉吉後援会 収支予算書(案)

収入の部　　単位：円

科目	8年度予算額	7年度予算額	比較増減	備考
年　会　費	6,200,000	3,600,000	2,600,000	前年度年会費の約75%を算出
雑　収　入	236,280	194,489	41,791	
繰　越　金	5,067,800	205,511	4,862,289	
振　替　金	195,920	3,000,000	△ 2,804,080	化粧まわし寄付金口座から振替
補助金	0	0	0	
収入　計	11,700,000	7,000,000	4,700,000	

支出の部　　単位：円

科目	8年度予算額	7年度予算額	比較増減	備考
会　議　費	700,000	600,000	100,000	総会、ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸﾋﾞｭｰｲﾝｸﾞ会場使用料
広　報　費	1,200,000	1,200,000	0	ポスター、チラシ等
事　業　費	4,000,000	3,000,000	1,000,000	タオル、のぼり制作、夏用紋付袴等
事務委託費	1,600,000	1,600,000	0	事務局委託費、番付表料、番付折込料等
事　務　費	200,000	100,000	100,000	決済手数料等
消耗品費	100,000	100,000	0	発送用封筒等
送　料	700,000	400,000	300,000	番付表郵送料
振　替　金	3,000,000	0	3,000,000	特別会計口座に振替
予　備　費	200,000	0	200,000	
支出　計	11,700,000	7,000,000	4,700,000	

令和8年度伯乃富士倉吉後援会　化粧まわし寄付金　収支予算書(案)

収入の部　　単位：円

科目	8年度予算額	7年度予算額	比較増減	備考
寄　付　金	0	10,374	△ 10,374	
繰　越　金	195,920	3,224,626	△ 3,028,706	
振　替　金	0	0	0	
雑　収　入	0	0	0	
預　り　金	0	0	0	
収入　計	195,920	3,235,000		

支出の部　　単位：円

科目	8年度予算額	7年度予算額	比較増減	備考
広　報　費	0	0	0	
事　業　費	0	234,000	△ 234,000	
事　務　費	0	1000	△ 1,000	
振　替　金	195,920	3,000,000	△ 2,804,080	後援会口座へ振替
支出　計	195,920	3,235,000	△ 3,039,080	

令和8年度伯乃富士倉吉後援会　特別会計　収支予算書(案)

収入の部　　単位：円

科目	8年度予算額	7年度予算額	比較増減	備考
寄　付　金	0	0	0	
繰　越　金	0	0	0	
振　替　金	3,000,000	0	3,000,000	後援会口座から振替
雑　収　入	0	0	0	
預　り　金	0	0	0	
収入　計	3,000,000	0	3,000,000	

支出の部　　単位：円

科目	8年度予算額	7年度予算額	比較増減	備考
広　報　費	0	0	0	
事　業　費	3,000,000	0	3,000,000	激励会等
事　務　費	0	0	0	
振　替　金	0	0	0	
支出　計	3,000,000	0	3,000,000	

伯乃富士倉吉後援会役員等

2026年6月11日現在

名誉会長	鳥取県知事	平井　伸治
会　長	倉吉市長	広田　一恭
副会長	倉吉商工会議所名誉会頭	河越　行夫
	鳥取中央農業協同組合組合長	蔵増　保則
	倉吉観光MICE協会会長	名越　宗弘
	倉吉信用金庫理事長	安藤　正樹
特別顧問	鳥取学園理事長兼城北高校校長	石浦　外喜義
顧　問	倉吉市議会議長	福谷　直美
	倉吉銀座商店街振興会理事長	小林　健治
	倉吉幼稚園理事長	米村　秀昭
	成徳小学校同窓会長	吉田　武章
	成徳地区自治公民館協議会会長	寺谷　康之
	全日本仏教会理事長（大岳院住職）	中村　見自
	関金温泉振興組合組合長	岸田　寛昭
幹事長	倉吉商工会議所会頭	大田　英二
副幹事長	倉吉商工会議所副会頭	藤井　武親
	倉吉商工会議所副会頭	山本　敬
	倉吉商工会議所副会頭	清水　雅文
幹　事	倉吉商工会議所専務理事	岩本　善文
	倉吉幼稚園園長	日野　彰則
	鳥取県相撲連盟	竹歳　和晃
	倉吉市経済観光部長	藤井　拓也
事務局長	倉吉商工会議所	岩本　善文(再掲)
事務局	認定NPO法人未来	吉浦　薫平
監　事	アザレア税理士法人うわなだ事務所	廣田　和幸
	アザレア税理士法人昭和町事務所	山田　悌次

伯乃富士倉吉後援会会則

（名称及び事務所の所在地）

第１条　この後援会は、「伯乃富士倉吉後援会」（以下「本会」という。）と称する。

２　本会の事務所は、倉吉市東仲町2571番地　認定NPO法人未来内に置く。

（目的）

第２条　本会は、鳥取県倉吉市出身の大相撲力士「伯乃富士」の郷土での支援、激励等を行うとともに、会員相互の親睦と交流を図りながら、地域の発展に資することをその目的とする。

（事業）

第３条　前条の目的を達成するため、本会は、本会の運営その他の必要な事業を行う。

（会員）

第４条　本会の会員（以下単に「会員」という。）は、第２条の目的に賛同し、次条に定める入会手続を完了した個人又は団体とする。

２　会員たる資格は、第６条の規定による年会費を納入することにより、年度を単位としてこれを更新することができる。

（入会）

第５条　本会への入会は、本会の会長に入会申込書を提出し、及び次条に定める当該年度分の年会費を納入することによりこれを行う。

２　前項の規定にかかわらず、暴力団若しくは暴力団員又はそれらと関わりを持つ者その他社会的に非難されるべき団体又はそれらと関係を有する者は、本会に入会することができない。

（年会費その他の収入）

第６条　会員は、次の区分に応じて、毎会計年度それぞれで年会費を納入するものとする。

（１）　個人会員　　5,000円（１口）

（２）　団体会員　30,000円（１口）

２　前項に定めるもののほか、本会は、寄附金その他の収入の納付を受ける。

（脱会等）

第７条　会員は、会長に脱会申出書を提出することにより、本会を脱会できる。

２　前項の規定にかかわらず、本会は、会員が次に掲げる事由に該当すると認める場合は、当該会員を脱会させることができる。

（１）　この会則の規定に違反したとき。

（２）　会員として本会の品位を損なうと認められる行為があったとき。

３　前２項の規定による脱会に関し、既納の年会費その他の納付金は、これを返還しない。この場合において、会員であった脱会者は、本会に対し一切の権利行使の請求をすることができない。

（会計）

第８条　本会の活動を円滑に進めるため会計を定め、専用口座を設ける。

２　本会の経費は、年会費及び寄付金その他の収入を持って充てる。

３　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

４　本会は、会計年度が終了するごとに会員に事業報告及び監査結果を付した会報を通知し、本会の会計の収支報告を行う。

（役員）

第９条　本会に次の役員を置く。

（１）　会長　１人

（２）　副会長　若干名

（３）　幹事長１人

（４） 副幹事長３人
（５） 幹事　若干名
（６） 監事　２人
２　役員（幹事長、副幹事長及び幹事に限る。）は、会長が会員のうちから選任する。
３　役員の任期は２年とする。ただし、その再任を妨げず、顧問の任期は、この限りでない。
４　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　第１項の規定によるもののほか、本会の役員として名誉会長、顧問を置き、必要に応じて特別顧問又は相談役を置くことができる。

（機関）

第10条　本会に次に掲げる機関を置く。
（１） 総会
（２） 役員会

（総会）

第11条　総会は、本会の最高決定機関であって、全ての会員をもって組織され、１会計年度のうちに１回会長が招集する。
２　総会は、次に掲げる事項が附議される。
（１） この会則の改廃
（２） 役員（会長、副会長及び監事に限る。）の選任
（３） 前各号に掲げるもののほか役員会が必要と認めた事項
３　総会の議長は、会長がこれを行う。
４　総会の議決は出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（役員会）

第12条　役員会は、本会を運営する。
２　役員会は、第９条第１項に規定する役員で組織する。
３　役員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、必要な事項について審議する。ただし、監事については、これを招集しないことができる。
４　役員会の会議の議長は、会長がこれを行う。
５　役員会の会議の議事は出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他）

第13条　この会則に定めのない事項（第11条第２項の規定により総会に附議されるべき事項を除く。）は、会長が役員会に諮ってこれを定める。

附　則

（施行期日）

１　この会則は、令和５年２月24日より施行する。

（設立当初の特例）

２　第８条第３項の規定にかかわらず、令和５年度の会計年度は令和５年２月24日に始まり、令和６年３月31日に終わる。
３　第９条第２項、第11条各項（第２項第１号及び第２号に係るものに限る。）及び第13条の規定にかかわらず、本会の設立当初におけるこの会則の制定及び役員の選任は、そのときの役員たる者が役員会に諮ってこれを行う。

附　則

この会則は、令和８年１月30日から施行する。